



ゴールデンウィークは、いかがお過ごしでしたでしょうか？近場への短期旅行が人気だったようですが、お天気にも恵まれ、暑い日もありましたが、お出かけされた方も多いのではないのでしょうか。普段なかなかできないことも時間のある時にとしつつ、あつという間の休暇だったかもしれないですね。五月の連休明けは、楽しかった半面、モチベーションの低下がみられることもあり、体調不調や気分の落ち込みなど、五月病にも注意ですね。体調にも気を配り、頑張りすぎずに乗り切っていきましょう。

相続登記の義務化について

相続登記の義務化が令和6年4月1日から始まります。

ただし、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となり、令和9年3月31日までに相続登記する必要があります。

義務化されたのは、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共事業の阻害など、社会問題となっているのが理由とされています。この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった**相続登記が義務化**されることになりました。

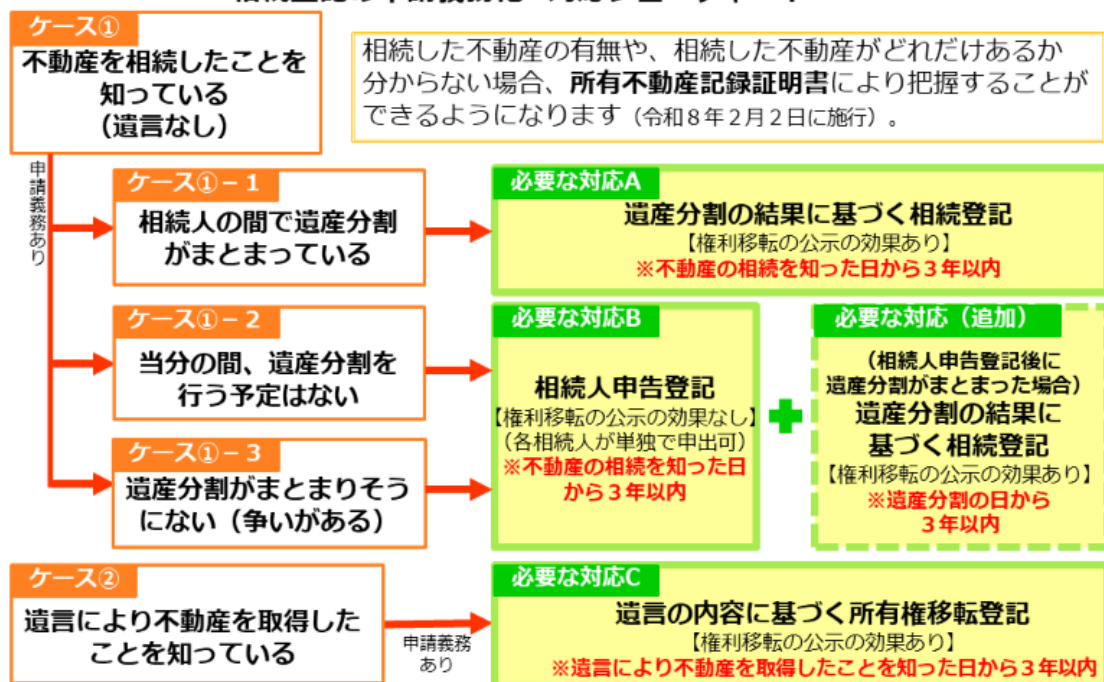
相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から**3年以内**に、相続登記することが法律上義務となります。正当な理由がないのに、相続登記をしない場合、**10万円以下の過料が科される可能性**があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局にとつて、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する簡単な手続です。

相続登記の申請義務化 対応フローチャート





【相続時精算課税 贈与者死亡時について】

相続時精算課税は、相続時まで贈与財産に対する税金が繰り延べられる制度で、贈与額が 2500 万円を超えた分については贈与税の納税（一律 20%の税率を乗じて計算します）が必要になります。

贈与者が亡くなったときには、贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、すでに納めた贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行う制度です。

そのため、相続時精算課税の選択をした場合に、その贈与者が亡くなったときには、相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を相続財産に加算して相続税の計算を行います。

この計算の結果、**相続税の基礎控除額以下であれば、相続税の申告は必要ありません。**

相続税の申告の必要がなくても、相続時精算課税を適用した財産について、**すでに納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより、還付を受けることができます。**

この還付を受けるための申告書は、相続開始の日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで提出することができます。

※令和 6 年 1 月 1 日以降より、相続時精算課税においても、年間 110 万円の基礎控除が適用できます。

この基礎控除額は、2500 万円の特別控除額とは別のものとして扱われ、基礎控除を行った部分は、贈与者が死亡して相続が発生した場合に故人の相続財産には、加算しません。



源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている方は、

7月10日までに、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、**半年分まとめて納める**こととなります。



直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

社会保険料の算定基礎届の提出

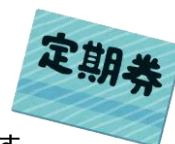
健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額決定時期がきました。

毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。

手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、**6月1日以降に被保険者となった方や、7月改訂の月額変更届を提出する方は、対象外**です。

算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給**

(定期券、食事、自社製品など) **も金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です。**



提出期限は**7月10日**となっています。

※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。< [http:// www.uk-g.co.jp/blog/](http://www.uk-g.co.jp/blog/) >

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階
TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458
✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお
待ちしております。